

国民健康保険広域化に当たり国の十分な財源措置を求める意見書（案）

2018年度からの国保広域化に向けて、千葉県は9月8日、次年度以降の市町村の標準保険料の試算結果を発表した。保険料が増加する団体、減少する団体が生じたが、今後保険料負担の激変緩和について、市町村との協議が行われることになる。広域化に伴い、全国知事会では国からの財源1兆円を求めていたが、3,400億円で見切り発車し、5,500億円ともいわれる国保の実質赤字の解消にはつながらない。国からの公費拡充分として約1,700億円が配分される予定だが、現時点では1,200億円にとどまっている。

広域化に伴い、市町村は保険料収納率アップや法定外一般会計繰入の削減を迫られ、都道府県から割り当てられた事業費納付金を納めなければならない。医療費は増加傾向にあり、公費負担が定額制では早晚、市町村負担が増大し、保険料を上げざるを得なくなる。これまで保険料を抑えるために法定外繰入れを経年的に行ってきた自治体では、保険料の負担増となり、被保険者を苦しめることになる。法定外繰入がこれまで必要不可欠の措置であったことを重く受け止め、公費配分に当たっては相当分を加算すべきである。

国保加入者には低所得者・高齢者が多い。しかも1人当たりの保険料負担率も組合健保、協会けんぽに比して高率である。国保の保険料をこれ以上上げないため、以下強く要望する。

記

- 1 公費負担は定額制ではなく、医療費と連動させる「定率制」とすること。
- 2 国保会計における国庫負担割合を、1984年水準の50%まで段階的に引き上げること。
- 3 法定外繰入は、従来通り市町村の裁量に任せること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて